

## 私有地における放置自動車の対応について（修正版）

## はじめに

本紙は、私有地に放置された自動車があるとき、その土地の管理者（所有者）として行動する際の参考としてください。

私有地に放置された自動車は、放置した本人が片付けることが原則ですが、放置した者が判明しない場合や、放置した者が片付けに協力しない場合、土地の管理者や所有者が自ら対処せざるを得ないことになります。

一方で、自らが管理している土地（私有地）に放置されたことを理由に、個人が勝手に放置自動車を処分すると、放置自動車の所有者等から損害賠償を請求される場合があります。後日、関係者間でトラブルを発生させないためには、弁護士会や自治体の法律相談等で対処を相談し、対応いただくことをお勧めいたします。

## 1. 警察へ相談してください

放置された自動車が盗難車の場合や犯罪に関与していることも考えられるため、まずは、最寄りの警察に相談してください。原則として、私有地に放置された自動車は警察が管轄する法律での取り締まりはできませんが、使用者や所有者が判明した場合、警察から所有者等に指導がなされ撤去に至ることもあります。

また、放置された自動車が盗難車の場合や犯罪に関与していた場合は、警察が当該車両を移動し保管することもあります。

## 2. 警察へ確認してください

警察の対応において、“所有者の確認ができたか、できなかったか”で、その後の手続きが異なります。相談された警察に、「この放置自動車の所有者は警察で確認できたのでしょうか。」と、問い合わせを行ってください。

## 3. 盗難車両等ではないため警察が対応せず、所有者が確認できなかった場合

放置された自動車が普通自動車の場合は、最寄りの運輸支局検査登録事務所へ所有者（使用者）の照会を自らしていただくことになります。軽自動車の場合は、最寄りの軽自動車検査協会の事務所・支所・分室へ照会をしていただくことになります。

なお、照会方法については各運輸支局、または軽自動車検査協会の事務所・支所・分室に直接お問合せください。

## 4. 所有者が判明した場合

所有者（使用者）が判明しましたら、弁護士会や自治体等が実施している法律相談等で撤去に向けた相談をしてください。その後の手続きには、法律の専門的な知識が必要となり、弁護士費用や裁判等の費用も発生します。